

郡山市立富田東小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条 以下推進法）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

具体的には、

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等があげられます。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものです。

本校におけるいじめ防止等に関する基本的な考え方を以下のとおり示します。

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより初めて可能となるものである。

2 いじめ防止のために

いじめは、どの子どもにも起こり得るものとの共通理解に立ち、全児童を対象にいじめを行わないための未然防止に取り組みます。

(1) 分かる授業づくりに努めます

- ① 授業に臨む態度や姿勢、決まりをしっかりと指導し、集中して取り組む場をつくります
- ② 担任一人一人が研究授業を行い、互いに参観し合いながら指導技術や児童理解等の研修を深めます
- ③ 一人での学びやペア、グループ、全体と学習形態を工夫して、児童一人一人が主

体的に学習に取り組めるようにします

(2) 道徳の時間や学校行事並びに教育活動全体の中で自己存在感や自己有用感を醸成します

- ① 帰りの会等での「よいこと発表」を行い、児童同士で認め合う風土を醸成します
- ② 学級係活動等で児童一人一人の仕事を分担しその活動を適切に評価して集団への所属感を高めます
- ③ 社会体験活動や奉仕活動、交流活動等を通して、他とのコミュニケーション能力を高めたりや個性の違いを理解したりすることができるようにします

(3) 教職員一人一人のいじめ防止関連の研修を深めます

- ① 本学校いじめ防止基本方針をもとに全教職員が組織として取り組むことを共通理解します
- ② 市教育委員会等の研修に積極的に参加します
- ③ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をしないよう細心の注意を払います

3 いじめの早期発見のために

いじめは、気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいものであるという共通理解のもと、ささいな変化に心を寄せて早期発見に努めます。

(1) 教師の日常の観察を細やかにを行います

- ① 朝の健康観察
- ② 授業中の個別指導
- ③ 休み時間や給食の時間等での気になる児童にはワンポイント教育相談
- ④ 日記等からの気づき など

※ 具体的なサインは別紙1「いじめ早期発見のために」

(2) 定期的に情報収集、情報共有を行います

- ① 毎月、生徒指導委員会と生徒指導全体会を開催
- ② 每学期1回、児童全対象の困りごと調べ
- ③ 第2学期に、児童全員を対象の個別の教育相談

(3) 家庭との連携を密接にします

- ① いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や懇談会等で）
- ② 学校だよりや学年だよりでの取り組みの紹介
- ③ 学校評価アンケートの実施

(4) スクールカウンセラーと連携し、情報の共有を行います

- ① 年間30日の訪問日における担任との情報交換
- ② 教職員からの相談

4 いじめに対する対応について

いじめの発見に至った場合には、特定の教職員で抱え込まず、「委員会」を中核に組織的に対応します。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関との連携の下で取り組みます。

(1) 「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織で対応します

- ① 校内職員
校長・教頭・教務主任・教務・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・

加害及び被害児童担任・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

② 校外関係者（必要に応じて）

P T A 会長・地区民生児童委員・スクールソーシャルワーカー・外部専門家

(2) 事実を確認し速やかな対応をします

① 事実発生確認

- ・ いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように
- ・ 被害児童担任中心に別紙2「いじめ発見報告書」を作成
- ・ 担任、学年主任等→教頭・生徒指導主事→校長

② 第1次いじめ防止対策委員会

当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

- ・ 資料

いじめ発見報告書

被害・加害児童の家庭環境調査票

- ・ 会議内容 別紙3「いじめ対応に係る事実確認票」を活用して記入
 - ・ いじめの状況（日時・場所・人数・様態等）
 - ・ いじめの動機や背景・時系列での事実の把握
 - ・ 被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格
 - ・ 本件について家庭が知っていること
 - ・ 教職員や周辺児童が知っていること
 - ・ これまでの問題行動等

- ・ 事実確認の計画

- ・ 事実確認のための役割分担

- ・ 被害児童への聞き取り・加害児童への聞き取り

- ・ 周辺児童への聞き取り・該当児童保護者への連絡

③ 事実詳細の確認 別紙4「聞き取り記録票」に記録

- ・ 被害児童への聞き取り

被害者の視点に立ち味方となって支える立場で接します

性急にならずに気持ちに寄り添って話を聴きます

- ・ 加害児童への聞き取り

いじめを行っている時の気持ちなどについて話を聴きます

威圧的にならず、受容的に聴きます

- ・ 周辺児童への聞き取り

矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に事実を聴きます

- ・ 被害児保護者、加害児保護者に対して

保護者とは直に会って面談を行います

具体的に現状と今後の対応を説明します

④ 第2次いじめ防止対策委員会 別紙5「対応記録票」に記録

具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

実際の対応 別紙6「対応記録票」に記録

- ・ 被害児童への対応：担任、学年主任、生徒指導主事
- ・ 加害児童への対応：担任、学年主任、生徒指導主事
- ・ 周辺児童への対応：該当学年担任、教務
- ・ 該当児童保護者への対応：教頭、学年主任、担任

5 重大事態への対処

(1) いじめによる重大事態とは

「**重大事態**」とは、

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」の捉え方
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を受けた場合、金品等に重大な被害を受けた場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の捉え方
 - ・ 年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

2 重大事態の発生と調査

郡山市いじめ防止基本方針にもとづいて対応します。

《 対応の流れ 》(教育委員会の指導・助言のもとに実施)

- ① 学校内に、重大事態の調査組織を設置
- ② 教育委員会が事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を市教育委員会に報告(市教育委員会は市長に報告)
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ※ 必要があると認めるとき、市長は、調査結果について附属機関を設けて再調査を行うことができる。また、市長は、その結果を議会に報告しなければならない。

(1) 重大事態の発生の報告

- ① 学校から市教育委員会に報告し、市教育委員会から市長に報告します。
- ② 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、報告・調査等にあたります。

(2) 重大事態の調査の主体

学校の設置者として教育委員会が主体となって調査等を進めます。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 調査は、本市教育委員会の附属機関である郡山市いじめ対策委員会【仮称】が実施します。
- ② この調査は、民事・刑事上の責任追及等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
学校又は教育委員会は、調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努めます。

郡山市立富田東小学校 いじめ早期発見のために

(1) 学校において

【児童の行動変化の注意サインの例】

- 急な体調不良 遅刻や早退の増加
- 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
- 学用品、教科書、体育着等の紛失 学用品の破損、落書き
- 授業への遅参 保健室への来室の増加
- 日頃交流のない児童との行動
- 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- 多数児童からの執拗な質問や反駁（はんぱく）
- 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- 業間や休み時間の単独行動
- 特定児童の発言へのどよめきや目配せ
- 突然のあだ名 特定児童からの忌避・逃避
- 特定児童の持ち物からの逃避等

【より重度のサインの例】

- 不眠、食欲不振、体重の減少 リストカット等の自傷行為
- 家出や放浪 死や非現実的なことへの関心
- 自殺に関する報道や話題への関心等

(2) 家庭において

- 登校しぶり 転校の希望 外出の回避
- 感情の起伏の顕著化 教師や友だちへの批判増加
- 隠し事の発覚 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い 長時間の長電話や過度に丁寧な対応
- 衣服の不必要な汚れ 体への傷やいたずらの痕跡
- 保護者来校の拒絶 過度なネットへの対応他

(3) 地域において

- 登下校中に特定児童が他の児童の荷物等を過度に持つ
- 一人だけ離れて登下校している 故意に遅れて登校している
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったりこづいたりしている
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている 等